

# 成田市公設地方卸売市場運営審議会会議録

## 1 開催日時

令和元年8月19日（月）13時30分から14時30分まで

## 2 開催場所

成田市飯仲42番地2

成田市公設地方卸売市場 管理事務所2階会議室

## 3 出席者

（委員）

岩澤貞男委員、篠原圭助委員、宇野澤省二委員、西山重男委員、菅谷実委員、小泉嘉美委員、廣野安弘委員、小宮山四郎委員、渡辺博光委員、伊藤竹夫委員、神谷隆一委員、柿澤利行委員、池田直記委員、林隆浩委員、日置久恵委員

（事務局）

五十嵐昭夫経済部長、金光公太場長、河野雅祐主幹、郡司芳己係長、小堀哲主査、伊藤敬之副主査

## 4 議題

- （1）卸売市場法改正に伴う成田市場例等の改正について
- （2）消費税法改正に伴う成田市条例等の改正について
- （3）現市場における仲卸業者の公募の再開について
- （4）その他

## 5 議事（要旨）

- （1）卸売市場法改正に伴う成田市場例等の改正について

[事務局からの説明]

- ・ 千葉県卸売市場条例及び同施行規則が廃止されることに伴い、これまで県の条例等で規定されていた卸売業者の許可や買受人の定義に関する項目を新たに追加する。
- ・ 地方卸売市場の認定を受けるために必要となる共通の取引ルールについては、売買取引の原則や差別的取扱いの禁止に関する文言の整理を行うとともに、取引条件の公表、決済の確保、取引結果の公表などに関する項目を新たに追加する。
- ・ その他の取引ルールに関する市場関係事業者からの意見と、条例改正の方針は以下のとおりである。

### ① 第三者販売の禁止

例外規定により、他市場の仲卸業者などに対し卸売を行っているのが現状である。仲卸業者及び買受人に対する卸売の原則は維持しつつ、「事前に市に届け出した相手方への卸売を可能」とする例外規定を追加することで、規制を緩和していきたい。ただし、第三者販売における取引の透明性や状況を把握するため、市は届け出を受けた相手方の名称を公表することとしたい。

## ② 直荷引きの禁止

当市場の卸売業者にない荷について、顧客の要望により産地や他市場から集荷する必要性も想定されるため、規制を緩和していきたい。具体的には、卸売業者からの買い入れを努力義務として規定しつつ、仕入れを行った実績を市に届け出ることを義務化し、市は届け出を受けた直荷引きにおける取引の状況等を公表することとしたい。

また、直荷引きを行った場合における市場使用料についても、卸売業者とのバランスを考慮した見直しを行いたいと考えている。

第三者販売（卸売業者）及び直荷引き（仲卸業者）については、市場としての秩序を守るため、卸売業者と仲卸業者の取引関係のバランスが崩れないように配慮した上で規制を緩和していきたい。

## ③ 商物一致の原則

今後の卸売市場の物流は、電子商取引など情報技術の積極的な活用、また荷の鮮度保持や物流コストなどの面から、市場を経由しないで産地から直接、実需者に行くような取引の増加が予想されるため、規定を削除したいと考えている。

## ④ 受託拒否の禁止

市場の基本原則なので継続して欲しいとのご意見もいただいている。今後も公正公平な取引を維持するため、規制を継続していきたいと考えている。

[委員質疑応答]

### 【渡辺委員（成田市水産物仲卸協同組合）】

- ・直荷引きに係る市場使用料の算定方法については？  
→現在は、直荷引きに係る販売金額の2.5/1,000としているが、販売金額の内訳として直荷引き分の額を報告することが難しいということなので、仕入金額に一定の率を掛ける方法に変更する。率の値については、卸に係る使用料とのバランスを考え今後検討する。
- ・使用料については、卸が集荷出来ない分を我々が集荷していることも斟酌していただきたい。

### 【神谷委員（株式会社成田総合流通センター）】

- ・市場法改正の主旨にもあるように、世の中の変化に合わせてこれからの市場をどうして行くか議論をしなければならない。新しい考えを持たなければならない。
- 市場の大枠の将来展望については、以前から何度も議論させていただいており、当審議会において、大枠の方針については決をいただいていると認識している。

### 【小宮山委員（成田青果卸売協同組合）】

- ・直荷引きに係る市場使用料を払うことについては、致し方ないと考えている。
- ・卸が集荷出来ない分を自分で集荷しなければならない中で、卸にはセリ場として200円/m<sup>2</sup>の使用料を課しているのに対し、仲卸には仲卸売場として1,400円/m<sup>2</sup>の使用料を課しており、使用料単価に大きな差があるのは納得がいかない。直荷引き分について、

セリ場と同条件の荷置き場を用意する位の配慮をしていただきたい。

→卸から仕入れることが出来る環境を整えることで、直荷引き自体を減少させる方針である。具体的には、直荷引きの取引内容を公表し、卸に情報を把握させ、用意出来る荷について営業をかけられるようにする。使用料については、卸と仲卸それぞれの役割を鑑みると、現料金体系を維持すべきと考えている。

・直荷引きの荷物について、仲卸売場以外の置き場を用意していただけるということか？

→現状の実態を把握してから調整させていただきたいが、仲卸売場の使用料条件をセリ場と同じにすることは考えていない。

・現状の直荷引き分を卸に集荷させる方針については、現在の卸の集荷能力からして、実際問題として無理がある。

#### 【小泉委員（株式会社成田市場青果）】

・現在、野菜は売れていない。市場に限らず農協、量販店も同様であり、大変な状況である。

・卸が集荷したものを仲卸に買って貰えば良いが、そうはならない。

・地方卸売市場なので、中央のように全国から集荷する立ち位置ではない。

・各産地も市場の集約化を図っている。中央に集中し、地方には荷が回らなくなっている。柏市場の卸ですら、仲卸に入る荷の36%程度しか集荷できていない。残りは直荷引きとなっている。

・これらの問題を一度に解決することは難しいと思われる。

#### 【篠原委員（成田青果商業協同組合）】

・前回示された「5年で取扱量50億」等の見積もり方法が気になるが、意見としては特になし。

#### 【柿澤委員（成田市総合流通センター成栄会）】

・直荷引きの結果を報告させるとのことだが、総仕入れに占める直荷引きの割合分の面積割使用料を1,400円/m<sup>2</sup>から200円/m<sup>2</sup>とするような按分の措置を講じる等の工夫をしてはどうか。

#### 【岩澤会長（北総農業共済組合）】

・現状、直荷引きが無いと市場は成り立たないのか？

→直荷引きが非常に多くの割合を占めていると把握している。

#### 【西山委員（成田市農業協同組合）】

・地元の卸売市場なので、利用したいのは山々である。

・農協で集荷するものはかなりの量に及ぶため、今の市場に荷を出すには不安がある。

・卸、仲卸共に力を付けていただきたい。

・直荷引きについては、今の世の中では仕方が無いと思う。

・市場を活性化させる上では、仲卸の存在が大きい。仲卸が大きく商売すれば自然に荷も集まる。今回上がった仲卸の意見も十分聞き入れていただきたい。

#### 【菅谷委員（かとり農業協同組合）】

・JAかとり内では、野菜の販売については旧町単位の組織が強い。

- ・県内では2市場（成田は含まず）に荷を出しており、3～40年の付き合いになるが、現在は卸売市場が多すぎる。市場を選定し、集約していくしかない。

#### 【伊藤委員（成田市水産物仲卸協同組合）】

- ・西山、菅谷両委員のお話はごもつともである。
- ・新生成田市場の方向性やテーマというものが見えなければ、市場の発展には繋がっていない。
- ・市場法改正により、どこの市場も生き延びる方法を議論しているところである。
- ・施設は出来上がるとしても、肝心の運営方法については議論が足りていない。
- ・農協両名からあった「今の成田市場の状況では荷を出すことは出来ない」といった意見を基に、どのように市場と生産者の連携を作っていくかについて議論が必要である。
- ・この市場の開場時の好景気下では物があれば売れた。仲卸が頑張った分だけ生産者も荷を置いてくれる時代だった。市場が衰退していく中で、仲卸の努力だけでは限度があり、手の打ちようが無くなっている。
- ・生産者に市場を利用して貰えるようなプランを作るために生産者と一体となって知恵を出し合う必要がある。
- ・市場が成り立つまで体力を保たせるために、行政側のリードや支援が必要である。

#### （2）消費税法改正に伴う成田市条例等の改正について

##### [事務局からの説明]

生鮮食料品等の取引の対価に係る軽減税率制度の開始により、市場の使用料及び卸売金額等のそれぞれに適用される税率に差が生じること等につき、消費税の影響を適切に反映するため、「成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例」及び「成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例施行規則」の一部を改正する条例案について、令和元年9月定例会への提案を予定している。

##### [委員質疑応答]

なし

#### （3）現市場における仲卸業者の公募の再開について

##### [事務局からの説明]

現市場における仲卸業者の公募は、新市場の基本計画の策定や場内事業者との移転の協議を円滑に進めるために募集を休止していたところだが、現市場から移転する事業者が決定するとともに本体棟の建設にかかる工事も着工したことから、現市場における仲卸業者の公募を再開する。

あくまで新市場移転までの間に現市場で仲卸を行う事業者の募集であり、新市場に入場する事業者については、別途公募を行うことも周知する。

新市場に入場する事業者の募集については、9月下旬を目途に青果部仲卸業者及び高機

能物流棟ワンストップエリア、冷凍冷蔵庫エリアの公募を行い、集客施設棟についても条件の整理が整い次第改めて公募を行う予定である。

[委員質疑応答]

**【渡辺委員（成田市水産物仲卸協同組合）】**

- ・公募再開は現市場での業務許可に限定するもので間違いないか？
- あくまで現市場の空き小間に関するものであり、新市場での業務許可を出すものではないことを事前に説明した上で公募するものである。
- ・以前から、新たに仲卸が入る場合は仲卸組合の議決をもって承認されることとなっていたがそれは変わらないか？
- 条例上は、仲卸組合の承認の要否については規定されていないが、これまでの状況を十分踏まえた上で運用していく方針である。

(4) 新市場整備事業の進捗について

[事務局からの説明]

本体棟の建築工事は「新日本・国井特定建設工事共同企業体」が、電気設備工事は「関電工・小峯・平野特定建設工事共同企業体」が、機械設備工事は「朝日・三和特定建設工事共同企業体」が落札したので、6月定例会での議決を経て、それぞれの会社と工事請負契約を締結した。

今年度内に、土工事、基礎工事、次年度から鉄骨の建て方工事が始まり、屋根工事、外装工事、仕上げ工事を行い、令和3年3月末に工事部分が完成する予定である。

なお、これと並行して、屋外の付帯工事、外構工事を行う予定である。

また、新市場入場事業者によるテナント工事が令和3年6月末頃までに行われる予定なので、その後、各入場事業者による引越し作業等を経て、夏頃に開場する予定となっている。

[委員質疑応答]

**【渡辺委員（成田市水産物仲卸協同組合）】**

- ・夏場の新市場開場は厳しい。魚が腐る。
- 過度に暑い時期の開場は避けて欲しい旨の意見は伺っている。適切な時期は考えたいが、現段階での予定上は7～8月開場を想定している。

**【柿澤委員（成田市総合流通センター成栄会）】**

- ・関連食品棟はどうなっているか。
- 流通センターに取りまとめをお願いしているところであり、協議を進めている。
- ・新市場開場と同時に関連食品棟も営業開始出来るようにお願いしたい。
- 新市場に関連食品棟は必須だという声は多数いただいている。同時開場に向け協議を進めたい。

(5) その他

**【岩澤会長（北総農業共済組合）】**

- ・運営審議会は市長の諮問機関である。市長には是非出席してほしい。議事録を市長へ報告するように。

**6 傍聴**

傍聴者 6 名

**7 次回開催日時（予定）**

1 1 月頃